

## 2010年禁止表 主要な変更の要約

### 序論

医学的に正当な適応に限った薬物の使用に関する序文を削除した。  
S2に導入された変更に従って、特定物質に関する参照先を修正した。

### 常に禁止される物質と方法（競技会（時）及び競技会外）

#### S1 蛋白同化薬

メチルトリエノロンは国際一般名（INN）に変更した（メトリポロン）。

解説 S1. 1b は、変更も含め、別の WADA 文書に記載した（禁止薬物の検出に関する最小限要求される作業レベル(MRPL)についての技術に関する独立した文書）。

#### S2 ペプチドホルモン、成長因子および関連物質

このカテゴリーの物質をより正確に定義するために、タイトルを変更し、“ペプチドホルモン、成長因子および関連物質”とした。

使用できる新規の赤血球新生刺激物質の数が増加していることを反映し、メキシポリエチレングリコール-エポエチンベータ(CERA)を例として追加した。

特定の機能を増強する成長因子に関して、より詳細に検討した。筋、腱あるいは靭帯での蛋白合成／分解、血管新生、エネルギー利用、再生能あるいは筋線維型の変換に影響をあたえる成長因子の追加例として、血小板由来成長因子(PDGF)、線維芽細胞成長因子類(FGFs)、血管内皮増殖因子(VEGF)、肝細胞増殖因子(HGF)を記載した。

血小板由来製剤(血小板濃縮血漿、“血液スピニング”等)の位置づけを明確にした。

解説 S2 は別の WADA 文書に記載した（禁止薬物の検出に関する最小限要求される作業レベル(MRPL)についての技術に関する独立した文書）。

#### S3 ベータ2作用薬

サルブタモールおよびサルメテロールを吸入使用する場合は、治療目的使用に係る除外措置(TUE)の申請は必要がなくなったが、使用の申告※が必要となる。

※JADA 訳注:TUE の申請とは異なり、ドーピング検査時、及び ADAMS による申告のこと。

管理された薬物動態研究※で使用する最大用量については、吸入サルブタモールの最大治療用量(1日用量 1600 μg)を越えてはならないことを明記した。

※JADA 訳注：サルブタモールの尿中濃度が 1,000ng/mL を超えた場合、各競技者が正当な使用を立証する為に行う検査。

#### **S4. ホルモン拮抗薬と調節薬**

栄養補助食品（サプリメント）の成分として広く入手できることから、2つのアロマトラーゼ阻害薬、4-アンドロステン-3,6,17-トリオン(6-オキシ)およびアンドロスタ-1,4,6-トリエン-3,17-ジオン(アンドロスタトリエンジオン)を追加した。

#### **S5. 利尿薬と他の隠蔽薬**

血漿增量物質としてのグリセロール（経口および静注）の位置づけを明確にし、例として記載した。

パマブロムが禁止薬物ではないことを明確にした。パマブロムは月経前／月経症候群に使用される市販薬の合剤成分として含まれ、広く入手可能な弱い利尿薬である。

### **禁止方法**

#### **M1. 酸素運搬能の強化**

酸素自体の補給は禁止されない。

#### **M2. 化学的・物理的操作**

蛋白分解酵素を尿検体改質の例として加えた。

静脈内注入について見直し、下記のように記載した。

“静脈内注入は禁止される。但し、医療機関の受診過程<sup>\*</sup>、または臨床的検査において正当に受ける静脈内注入は除く。”

※JADA 訳注：救急搬送中の処置、外来及び入院中の処置を全て含む。

#### **M3. 遺伝子ドーピング**

目的を明確にするために、遺伝子ドーピングの定義を言い換え、2点に分けた。

### **競技会（時）に禁止対象となる物質と方法**

#### **S6 興奮薬**

3つの興奮薬、ベンフルオレックス、プレニラミン、メチルヘキサンアミンを、非特定物質に追加した。ベンフルオレックスとプレニラミンは代謝されて非特定物質（アンフェタミンあるいはノルフェンラミン）になることが知られている。メチルヘキサンアミンは治療薬ではない。

2003年まで、興奮薬であるプソイドエフェドリンは、競技において25 $\mu$ g/mLを閾値として禁止されていた。2004年から、プソイドエフェドリンは監視プログラムに掲載されてきた。過去5年に亘る監視プログラムの結果から、プソイドエフェドリンの尿中濃度は上昇し続けている。加えて、いくつかの競技および地域における濫用の明白な事実として、通常検出される濃度の数倍も高濃度のプソイドエフェドリンを含む検体が集団として検出されている。さらに、文献によると、特定の濃度においてプソイドエフェドリンが運動能力向上効果を示す科学的事実がある。従って、WADA 禁止表委員会はプソイドエフェドリンを2010年禁止表に特定物質として再導入した。尿中閾値は150 $\mu$ g/mLとしたが、これは文献と伴に、

管理された排泄試験の結果に基づいて設定した。プソイドエフェドリンを含む医薬品が広く利用可能であることから、WADA はプソイドエフェドリンの再導入が、すべての関係者による積極的な情報提供／教育キャンペーンで支援されることを提言する。

プソイドエフェドリンは今回禁止となるが、150  $\mu$ g/mL 未満の尿中濃度については監視プログラムに継続して掲載する。

## **S8 カンナビノイド**

このセクションは合成カンナビノイドを含むことを明確にした。

## **特定競技において禁止される物質**

### **P1. アルコールおよび P2. ベータ遮断薬**

ブルおよびアーチェリー競技における検査責任が国際パラリンピック委員会 (IPC) から国際ボウリング連盟 (FIQ) および国際アーチェリー連盟 (FITA) にそれぞれ移管されたため、IPC の参照は削除した。